

## 届出が必要な加算等及び添付書類(札幌市通所型サービス)

・加算の算定要件については、厚生労働省告示等で示されている介護予防通所介護を参考にしてください。

・第1号支給費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)及び第1号支給費算定に係る体制等状況一覧表(令和6年4月及び5月は別紙1-4、令和6年6月以降は別紙1-4-2)の他に以下の添付書類を提出してください。

・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	加算別添付書類	※既存算定事業所に係る令和6年4月以降の取扱い
札幌市通所型サービス	職員の欠員による減算の状況	なし	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	高齢者虐待防止措置実施の有無	なし	提出がない場合、減算型とみなす
	業務継続計画策定の有無	なし	提出がない場合、減算型とみなす
	若年性認知症利用者受入加算	なし	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	生活機能向上グループ活動加算	なし	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	栄養アセスメント・栄養改善体制	なし	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	口腔機能向上体制	なし	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	一体的サービス提供加算	なし	算定する場合、4月1日までに届出が必要
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-7) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	生活機能向上連携加算	・訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携体制が確認できる書類(連携に係る契約書等・任意様式)	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
	科学的介護推進体制加算	なし	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	提出書類については、下記のホームページをご確認ください。  ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について URL: <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html</a>	左記URLをご確認ください。	
割引	・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙51)	提出不要(令和6年3月の情報を引継ぐ)	